

議案第8号

東広島市外国語指導助手設置規則の一部改正について

東広島市外国語指導助手設置規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和2年3月17日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

令和2年度より、外国語指導助手が非常勤特別職から会計年度任用職員へ移行するにあたり、現行の規則の一部を改正する必要があるため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市外国語指導助手設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市外国語指導助手設置規則の一部を改正する規則

東広島市外国語指導助手設置規則（平成 2 9 年東広島市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則

目次中「一第 6 条」を「・第 5 条」に、「第 7 条—第 1 0 条」を「第 6 条—第 9 条」に、「第 1 1 条—第 1 9 条」を「第 1 0 条—第 1 7 条」に、「第 2 0 条—第 2 8 条」を「第 1 8 条—第 2 2 条」に、「第 2 9 条」を「第 2 3 条」に、「第 3 0 条・第 3 1 条」を「第 2 4 条・第 2 5 条」に改める。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「東広島市立小学校」を「この規則は、東広島市立小学校」に、「として、」を「として配置する」に、「を設置する」を「の任用、報酬、勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第 2 条第 1 項中「昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号」の右に「。以下「法」という。」を加え、「第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の特別職」を「第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員」に改め、同条第 2 項中「労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）」を「法」に、「、市の条例及び東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成 2 1 年東広島市教育委員会規則第 2 号）」を「及び市の条例」に改める。

第 4 条第 1 項中「とする」を「とし、当該外国語指導助手が本邦に入国した日（以下この項において「入国日」という。）の翌日から入国日後最初に到来する 3 月

3 1日までの期間（以下「前半任用期間」という。）及び同日の翌日から、入国日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間（以下「後半任用期間」という。）に区分する。」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 外国語指導助手に係る法第22条の2第7項の規定により読み替えて適用する法第22条の規定による条件付採用は、前半任用期間及び後半任用期間のそれぞれの初日から1月を勤務し、客観的かつ合理的な理由により能力が十分に実証されないと認められる場合を除き、正式のものとなる。

第6条を削る。

第7条第1項中「外国語指導助手に係る特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第5号）別表第1の2の表の任命権者が定める」を「外国語指導助手の」に改め、同条第3項中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第4項中「第11条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条第5項中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、第4章中同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1項中「特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例」を「職員の旅費に関する条例（昭和49年東広島市条例第14号）」に改め、同条第2項第1号中「第4条第1項の任用期間」を「後半任用期間」に改め、同項第2号中「任用期間」を「後半任用期間」に、「日本」を「本邦」に改め、同項第3号中「任用期間」を「後半任用期間」に、「日本を出発する」を「本邦を出国する」に改め、同条第3項中「任用期間」を「後半任用期間」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条第2項中「午前8時30分」を「午前8時15分」に、「午後4時15分」を「午後4時」に改め、第5章中同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条第1項中「付与する」を「付与し、前半任用期間及び後半任用期間における付与の日数の割り振りは、教育長が定める」に改め、同条第2項中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改め、同条を第12条とする。

第14条第2項中「第16条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第15条第1項第7号中「女子の」を削り、同項第9号中「複数」を「2人以上」に改め、同項中第10号を第15号とし、第9号の次に次の5号を加える。

(10) 外国語指導助手が要介護者（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東広島市条例第37号）第8条の2第4項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。）の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(11) 外国語指導助手（引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、この号に規定する期間（以下この号及び次号において「介護休暇期間」という。）の初日から起算して93日を経過する日から、介護休暇期間の初日から1年を経過する日までにその任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者に限る。）が、要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日の範囲内において必要と認められる期間

(12) 外国語指導助手（引き続き在職した期間が1年以上である者に限る。）が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る介護休暇期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

(13) 妊娠中又は出産の日後1年以内の女子の外国語指導助手が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産の日までは1週間に1回、出産の日後1年以内の期間は1回（医師等の特別の指示があった場合は、それぞれの期間について、その指示された回数）、それぞれその都度必要と認める日又は時間

(14) 妊娠中の女子の外国語指導助手が請求した場合において、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場

合 第10条に規定する勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

第15条第2項中「第10号」を「第15号」に、「第9号」を「第14号」に改め、同条を第14条とする。

第16条第1項中「第18条第1項」を「次条第1項」に改め、同条第3項中「第14条第3項」を「第13条第3項」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第15条とする。

3 外国語指導助手が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中は、これに報酬の10分の6に相当する額以内の額を支給することができる。

第17条を削る。

第18条第2項中「第16条第2項」を「前条第2項」に改め、同条を第16条とする。

第19条第1項中「第14条第1項及び第15条第1項第1号」を「第13条第1項並びに第14条第1項第1号」に改め、「第4号まで」の右に「及び同項第9号から第14号まで」を加え、「同項第10号」を「同項第15号」に改め、同条第2項中「第15条第1項第5号」を「第14条第1項第5号」に、「第9号」を「第8号」に改め、同条第5項中「第17条第1項による」を「法第28条第2項第2号の規定による」に改め、同条を第17条とする。

第20条を削る。

第21条の見出し及び同条中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、第6章中同条を第18条とする。

第22条から第24条までを削り、第25条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

(営利企業等の従事の届出)

第20条 外国語指導助手は、営利を目的とする法人その他の団体の役員を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする事業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合は、あらかじめ、その旨を所属長に届け出なければならない。

第26条を削る。

第27条の見出し中「宗教活動等」を「宗教活動」に改め、同条中「又は政治活

動」を削り、同条を第21条とし、第28条を第22条とする。

第29条第1項を削り、同条第2項中「前項の各処分」を「法第29条第2項の規定による戒告、減給、停職及び懲戒免職の処分」に改め、同項第4号中「労働基準法」の右に「（昭和22年法律第49号）」を加え、同項を同条とし、第7章中同条を第23条とし、第8章中第30条を第24条とし、第31条を第25条とする。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前から引き続き採用される東広島市外国語指導助手に対して付与される年次有給休暇の日数については、この規則による改正後の東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則第12条第1項の規定にかかわらず、この規則による改正前の東広島市外国語指導助手設置規則第13条第1項の規定により付与された年次有給休暇（同条第2項の規定により繰り越されたものを含む。）の残日数とする。

新	旧
東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則	東広島市外国語指導助手設置規則
目次	目次
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 委嘱及び職務（第3条）	第2章 委嘱及び職務（第3条）
第3章 任用期間等（第4条・第5条）	第3章 任用期間等（第4条—第6条）
第4章 報酬その他の給付（第6条—第9条）	第4章 報酬その他の給付（第7条—第10条）
第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職（第10条—第17条）	第5章 勤務時間、休日、休暇及び休職（第11条—第19条）
第6章 服務（第18条—第22条）	第6章 服務（第20条—第28条）
第7章 懲戒（第23条）	第7章 懲戒（第29条）
第8章 公務災害補償等（第24条・第25条）	第8章 公務災害補償等（第30条・第31条）
附則	附則
（趣旨）	（目的等）
第1条 この規則は、東広島市立小学校及び東広島市立中学校（以下「学校」という。）における外国語教育の指導の充実を図ることを目的として配置する東広島市外国語指導助手（以下「外国語指導助手」という。）の任用、報酬、勤務時間等に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 _____東広島市立小学校及び東広島市立中学校（以下「学校」という。）における外国語教育の指導の充実を図ることを目的として、_____東広島市外国語指導助手（以下「外国語指導助手」という。）を設置する_____。
（身分等）	（身分等）
第2条 外国語指導助手は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる職員_____として、語学指導等を行う外国青年招致事業により、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は学校において語学の指導等を行うものとする。	第2条 外国語指導助手は、地方公務員法（昭和25年法律第261号_____）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職として、語学指導等を行う外国青年招致事業により、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は学校において語学の指導等を行うものとする。
2 外国語指導助手に関し必要な事項で、この規則に定めのない事項については、法_____その他の法令及び市の条例_____の定めるところによる。	2 外国語指導助手に関し必要な事項で、この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令、市の条例及び東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年東広島市教育委員会規則第2号）の定めるところによる。
（任用期間）	（任用期間）
第4条 外国語指導助手の任用期間は、1年間（当該期間の範囲内においてこれと異なる期間を定めた場合は、その期間）とし、当該外国語指導助手が本邦に入国した日（以下この項において「入国日」という。）の翌日から入国日後最初に到来する3月31日までの期間（以下「前半任用期間」という。）及び同日の翌日から、入国日の翌日から起算して1年を経過する日までの期	第4条 外国語指導助手の任用期間は、1年間（当該期間の範囲内においてこれと異なる期間を定めた場合は、その期間）とする

新	旧
間（以下「後半任用期間」という。）に区分する。	_____。
2 外国語指導助手に係る法第22条の2第7項の規定により読み替えて適用する法第22条の規定による条件付採用は、前半任用期間及び後半任用期間のそれぞれの初日から1月を勤務し、客観的かつ合理的な理由により能力が十分に実証されないと認められる場合を除き、正式のものとなる。	_____。
3 教育委員会は、第1項の任用期間が満了した後、外国語指導助手が必要な能力を有すると認める場合には、当該外国語指導助手について、1年間任用期間を更新することができる。ただし、引き続き5年間（1年に満たない期間を定めて任用した期間がある場合にあつては、4年間に当該期間を加えた期間）の任用期間が経過した場合は、この限りでない。	2 教育委員会は、前項の任用期間が満了した後、外国語指導助手が必要な能力を有すると認める場合には、当該外国語指導助手について、1年間任用期間を更新することができる。ただし、引き続き5年間（1年に満たない期間を定めて任用した期間がある場合にあつては、4年間に当該期間を加えた期間）の任用期間が経過した場合は、この限りでない。
第6条 削除	第6条 教育委員会は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手を解嘱することができる。 (1) 日本国憲法その他日本の法令又はこの規則に違反した場合 (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合 (3) 当該外国語指導助手の担当する職務にふさわしくない行為があった場合 (4) 身体又は精神の障害により職務に堪えられないと認められる場合 (5) 勤務態度が不良で、改善の見込みがないと認められる場合 (6) 勤務しない日が連続して60日（勤務をしないことの理由が職務若しくは通勤による災害である場合又は第15条第1項第5号若しくは第6号の休暇である場合においては、それぞれの理由による勤務しない期間及びそれぞれの期間の満了後の30日間を除く。）を超えた場合 (7) 応募書類に虚偽の記載があった場合
（報酬及びその計算）	（報酬及びその計算）
第6条 外国語指導助手の報酬	第7条 外国語指導助手に係る特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第5号）別表第1の2の表の任命権者が定める報酬
の額は、次の表のとおりとする。	の額は、次の表のとおりとする。
（略）	（略）
2 （略）	2 （略）

新	旧
<p>3 報酬は、毎月17日(その日が勤務を要しない日又は第11条第1項に規定する休日(以下「休日」という。))に当たるときは、その日前においてその日に最も近い勤務を要しない日及び休日以外の日)に支給する。</p> <p>4 外国語指導助手の勤務が月の中途から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第10条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。</p> <p>5 報酬の1時間当たりの額は、報酬の月額に12を乗じ、その額を第10条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数で除して得た額とする。 (報酬の減額)</p> <p>第7条 (略) (費用弁償)</p> <p>第8条 外国語指導助手が職務を行うために旅行するときは、職員の旅費に関する条例(昭和49年東広島市条例第14号)の定めるところにより、費用を弁償する。</p> <p>2 教育委員会は、別に定めるところにより、赴任及び帰国のための費用を弁償する。ただし、帰国のための費用は、外国語指導助手が次に掲げる要件のすべてを満たす場合に弁償するものとする。</p> <p>(1) 第4条第1項の後半任用期間が満了すること。</p> <p>(2) 後半任用期間が満了する日の翌日から1か月以内に、本邦において教育委員会又は第三者に任用され、又は雇用契約を締結しないこと。</p> <p>(3) 後半任用期間が満了する日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国のために本邦を出国すること。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、本人の責めに帰することができない理由により後半任用期間が満了する前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めるときは、帰国のための費用を弁償することができる。 (損害賠償)</p> <p>第9条 (略) (勤務時間)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 外国語指導助手の勤務時間は、月曜日から金曜日までの毎日午前8時15</p>	<p>3 報酬は、毎月17日(その日が勤務を要しない日又は第12条第1項に規定する休日(以下「休日」という。))に当たるときは、その日前においてその日に最も近い勤務を要しない日及び休日以外の日)に支給する。</p> <p>4 外国語指導助手の勤務が月の中途から開始し、又は月の途中で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第11条第2項及び第3項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。</p> <p>5 報酬の1時間当たりの額は、報酬の月額に12を乗じ、その額を第11条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数で除して得た額とする。 (報酬の減額)</p> <p>第8条 (略) (費用弁償)</p> <p>第9条 外国語指導助手が職務を行うために旅行するときは、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の定めるところにより、費用を弁償する。</p> <p>2 教育委員会は、別に定めるところにより、赴任及び帰国のための費用を弁償する。ただし、帰国のための費用は、外国語指導助手が次に掲げる要件のすべてを満たす場合に弁償するものとする。</p> <p>(1) 第4条第1項の任用期間が満了すること。</p> <p>(2) 任用期間が満了する日の翌日から1か月以内に、日本において教育委員会又は第三者に任用され、又は雇用契約を締結しないこと。</p> <p>(3) 任用期間が満了する日の翌日から起算して1か月を経過する日までに、帰国のために日本を出発すること。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、本人の責めに帰することができない理由により任用期間が満了する前に帰国する場合で、特に所属長がやむを得ないと認めるときは、帰国のための費用を弁償することができる。 (損害賠償)</p> <p>第10条 (略) (勤務時間)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 外国語指導助手の勤務時間は、月曜日から金曜日までの毎日午前8時30</p>

新	旧
<p>分から午後4時 までとし、休憩時間は、月曜日から金曜日までの毎日午後零時30分から午後1時15分までとする。</p> <p>3～5 (略) (休日)</p> <p>第11条 (略) (年次有給休暇)</p> <p>第12条 外国語指導助手に対し、第4条第1項に定める任用期間中に20日間(1年に満たない期間を定めて任用する場合にあっては、教育長が定める日数)の年次有給休暇を付与し、前半任用期間及び後半任用期間における付与の日数の割り振りは、教育長が定める。この場合において、その取得の単位は、1日又は1時間とする。</p> <p>2 外国語指導助手について第4条第3項の規定による任用期間の更新があった場合には、12日間を限度として、年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)を次の任用期間に繰り越すことができるものとする。</p> <p>3 (略) (病気休暇)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 病気休暇の期間は、その開始の日から起算して20日を超えることができない。この場合において、病気休暇の承認を受けた期間の末日(当該期間に引き続き第15条第1項の規定による休職の期間がある場合は、当該休職の期間の末日)と他の病気休暇の承認を受けた期間の初日との間が7日に満たないときは、これらの二の期間は連続するものとみなす。</p> <p>3 (略) (特別休暇)</p> <p>第14条 外国語指導助手は、次の各号に掲げる事由がある場合において、当該各号に定める期間の特別休暇を取得することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日につき2回の範囲内でそれぞれ30分以内の期間</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する</p>	<p>分から午後4時15分までとし、休憩時間は、月曜日から金曜日までの毎日午後零時30分から午後1時15分までとする。</p> <p>3～5 (略) (休日)</p> <p>第12条 (略) (年次有給休暇)</p> <p>第13条 外国語指導助手に対し、第4条第1項に定める任用期間中に20日間(1年に満たない期間を定めて任用する場合にあっては、教育長が定める日数)の年次有給休暇を付与する。この場合において、その取得の単位は、1日又は1時間とする。</p> <p>2 外国語指導助手について第4条第2項の規定による任用期間の更新があった場合には、12日間を限度として、年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)を次の任用期間に繰り越すことができるものとする。</p> <p>3 (略) (病気休暇)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 病気休暇の期間は、その開始の日から起算して20日を超えることができない。この場合において、病気休暇の承認を受けた期間の末日(当該期間に引き続き第16条第1項の規定による休職の期間がある場合は、当該休職の期間の末日)と他の病気休暇の承認を受けた期間の初日との間が7日に満たないときは、これらの二の期間は連続するものとみなす。</p> <p>3 (略) (特別休暇)</p> <p>第15条 外国語指導助手は、次の各号に掲げる事由がある場合において、当該各号に定める期間の特別休暇を取得することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 女子の外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日につき2回の範囲内でそれぞれ30分以内の期間</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する</p>

新	旧
<p>外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（養育する子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(10) 外国語指導助手が要介護者（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東広島市条例第37号）第8条の2第4項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。）の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(11) 外国語指導助手（引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、この号に規定する期間（以下この号及び次号において「介護休暇期間」という。）の初日から起算して93日を経過する日から、介護休暇期間の初日から1年を経過する日までにその任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者に限る。）が、要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日の範囲内において必要と認められる期間</p> <p>(12) 外国語指導助手（引き続き在職した期間が1年以上である者に限る。）が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る介護休暇期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間</p> <p>(13) 妊娠中又は出産の日後1年以内の女子の外国語指導助手が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産の日までは1週間に1回、出産の日後1年以内の期間は1回（医師等の特別の指示があった場合は、それぞれの期間について、その指示された回数）、それぞれその都度必要と認める日又は時間</p> <p>(14) 妊娠中の女子の外国語指導助手が請求した場合において、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 第10条に規定する勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間</p>	<p>外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（養育する子が複数）の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>

新	旧
<p>(15) (略)</p> <p>2 前項第1号から第4号まで及び第15号の特別休暇は有給とし、同項第5号から第14号までの特別休暇は無給とする。 (休職)</p> <p>第15条 前条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、教育委員会は、外国語指導助手が病気（次条第1項の疾病を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務することができない日が連続して20日を超える場合において、当該外国語指導助手の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 外国語指導助手が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中は、これに報酬の10分の6に相当する額以内の額を支給することができる。</p> <p>4 第13条第3項の規定は、前3項の期間を算定する場合に準用する。</p> <p>第17条 削除</p> <p>(勤務禁止)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の場合におけるその勤務しない期間中の報酬の支給については、前条第2項の規定を準用する。 (休暇及び休職の手続)</p> <p>第17条 外国語指導助手は、第13条第1項並びに第14条第1項第1号から第4号まで及び同項第9号から第14号までの休暇を取得する場合は予定日数を、同項第15号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得の理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出て承認を受けなければならない。</p> <p>2 外国語指導助手は、第14条第1項第5号から第8号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届けることができない場合は、その事由</p>	<p>(10) (略)</p> <p>2 前項第1号から第4号まで及び第10号の特別休暇は有給とし、同項第5号から第9号までの特別休暇は無給とする。 (休職)</p> <p>第16条 前条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除くほか、教育委員会は、外国語指導助手が病気（第18条第1項の疾病を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務することができない日が連続して20日を超える場合において、当該外国語指導助手の申請により必要と認めるときは、これを休職させることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第14条第3項の規定は、前2項の期間を算定する場合に準用する。 (起訴休職)</p> <p>第17条 教育委員会は、外国語指導助手が刑事事件に関し起訴されたときは、当該外国語指導助手を休職させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、その休職の期間中は、報酬の6割に相当する額を支給する。 (勤務禁止)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の場合におけるその勤務しない期間中の報酬の支給については、第16条第2項の規定を準用する。 (休暇及び休職の手続)</p> <p>第19条 外国語指導助手は、第14条第1項及び第15条第1項第1号から第4号まで____の休暇を取得する場合は予定日数を、同項第10号の休暇を取得する場合は予定日数及び取得の理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由がやんだ後、速やかに届け出て承認を受けなければならない。</p> <p>2 外国語指導助手は、第15条第1項第5号から第9号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届けることができない場合は、その事由</p>

新	旧
<p>がやんだ後、速やかに届け出なければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 外国語指導助手は、<u>法第28条第2項第2号の規定による休職及び前条第1項による勤務の禁止の原因となる事実が生じた場合は、速やかにその事実を所属長に届け出なければならない。</u></p> <p>(人事評価)</p> <p>第18条 教育委員会は、外国語指導助手の執務について、別に定める要領に基づき人事評価 を行うものとする。</p> <p>第22条から第24条まで 削除</p> <p>(ハラスメントの禁止)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(営利企業等の従事の届出)</p> <p>第20条 外国語指導助手は、営利を目的とする法人その他の団体の役員を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする事業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合は、あらかじめ、その旨を所属長に届け出なければならない。</p> <p>第26条 削除</p> <p>(宗教活動)の制限)</p>	<p>がやんだ後、速やかに届け出なければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 外国語指導助手は、<u>第17条第1項による</u> 休職及び前条第1項による勤務の禁止の原因となる事実が生じた場合は、速やかにその事実を所属長に届け出なければならない。</p> <p>(職務命令に従う義務)</p> <p>第20条 外国語指導助手は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。</p> <p>(勤務成績の評定)</p> <p>第21条 教育委員会は、外国語指導助手の執務について、別に定める要領に基づき勤務成績の評定を行うものとする。</p> <p>(職務専念義務)</p> <p>第22条 外国語指導助手は、この規則に別段の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務の遂行のために用いなければならない。</p> <p>(信用失墜行為の禁止)</p> <p>第23条 外国語指導助手は、教育委員会又は語学指導を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第24条 外国語指導助手は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(ハラスメントの禁止)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(営利企業等の従事制限)</p> <p>第26条 外国語指導助手は、教育委員会の許可を受けなければ、会社その他の団体の役員となり、若しくは教育委員会以外の者に雇用され、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。</p> <p>(宗教活動等)の制限)</p>

新	旧
<p>第21条 外国語指導助手は、その勤務に関して、宗教活動 を行っていない。</p> <p>(自動車等の運転の制限)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(懲戒処分)</p> <p>第23条</p> <p>法第29条第2項の規定による戒告、減給、停職及び懲戒免職の処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所轄の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条に規定する手当を支給しない。</p> <p>(公務災害補償)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>(公務外の災害補償)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の前日から引き続き採用される東広島市外国語指導助手に対して付与される年次有給休暇の日数については、この規則による改正後の東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則第12条第1項の規定にかかわらず、この規則による改正前の東広島市外国語指導助手設置規則第13条第1項の規定により付与された年次有給休暇(同条第2項の規定により繰り越されたものを含む。)の残日数とする。</p>	<p>第27条 外国語指導助手は、その勤務に関して、宗教活動又は政治活動を行っていない。</p> <p>(自動車等の運転の制限)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>(懲戒処分)</p> <p>第29条 教育委員会は、外国語指導助手について次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。</p> <p>(1) 日本国憲法その他日本の法令又はこの規則に違反した場合</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた場合</p> <p>(3) 当該外国語指導助手の担当する職務にふさわしくない行為があった場合</p> <p>(4) 勤務態度が不良と認められる場合</p> <p>2 前項の各処分 の意義及び効果は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、所轄の労働基準監督署の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。</p> <p>(公務災害補償)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(公務外の災害補償)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>